

第8号様式（第8条関係）

富エコ推第2093号
令和7年1月7日

河口湖リゾート開発株式会社
代表取締役 稲葉 孝史 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）河口湖プロジェクトに係る景観配慮書に対する意見について（送付）

令和6年11月11日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県知事政策局富士山保全・
観光エコシステム推進グループ

富士山保全企画担当

TEL 055-223-1316

(別紙)

(仮称) 河口湖プロジェクトに係る景観配慮書に対する意見について (送付)

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：河口湖リゾート開発株式会社
代表者の氏名：代表取締役 稲葉 孝史
主たる事務所の所在地：東京都千代田区平河町一丁目6番15号
- (2) 対象事業の名称
(仮称) 河口湖プロジェクト
- (3) 対象事業の種類
建築物の新築の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 18,155m²
建築物敷地の面積 3,040m²
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下地2640番地2、外27筆

2 意見

(1) 全般的事項

- 予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。
- 事業予定地は、富士河口湖町が「富士山信仰や古道の歴史文化を景観的に顕在化し、まちづくりを進めている地区」内に所在するため、富士河口湖町景観計画の景観形成方針を十分に理解し、景観形成基準に準拠し景観に配慮した事業の検討を行ってください。

(2) 個別的事項

- 建築物の外壁や屋根の色、また塀や門扉の構造や色について、周囲の自然景観と調和し景観影響が最小化されるものとなるよう検討し、その経緯及び結果を示してください。
- 植栽する樹種が、周辺の自然環境と植生上の問題がないか確認してください。また、周囲の景観と調和し景観影響を低減する植栽について検討し、植栽する樹木の管理方法も含めたより具体的な植栽計画を示してください。

(3) その他の事項

事業者見解書を作成する際に追記していただきたいその他の事項については、別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。